

平成 30 年民法基礎 3 期末試験

設問 2

D が、本件抵当権の被担保債務たる、AB 間の消費貸借契約（587 条）に基づく A の B に対する貸金返還債務について、第三者弁済（474 条 1 項）することが認められるか。

第三者弁済は、「債務者」（同所 2 項）及び「債権者」（同条 3 項）の意思に反して弁済するには、第三者が正当な利益を有する者である必要があるところ、D が「正当な利益を有する者」に該当するか否かが問題となる。

この点、「正当な利益」とは、単なる事実上の利益でなく、法律的な利益を意味する。すなわち、法律的な利益とは、当該弁済をすることで、自己の権利が保全され、義務を免れ、不利益を回避することをいう。

本件についてみると、抵当権の設定登記は 2018 年 10 月 10 日付けでなされているのに対して、D 社が有する賃借権の対抗要件は同年 11 月 1 日以降に具備されているので、D 社の賃借権は B 銀行の抵当権に対抗できない。被担保債務が履行されなければ、B は丙の抵当権を実行し、これにより A は丙に対する所有権を失う。そうすると、もはや丙の所有権を持たない A との関係で、賃貸借契約が終了する（616 条の 2）。また、仮に買受人との間で丙賃貸借を継続させることも考えられなくもないが、このような変更は当事者にとって非常に煩わしい。

これらのことから D は本件抵当権の被担保債務を弁済し、丙についての担保不動産競売を回避することによって、自らの賃借権の価値を維持する利益を有する。これは「法律上の利益」に該当すると評価できる。

よって、D は、A の意向に反して、B の債務につき第三者弁済をすることができる。

設問 3

(1) 本件第一売買契約及び本件第二売買契約によって売却された債権は将来債権である。これらの債権が 466 条の 6 第 1 項により有効性が認められるためには、①被譲渡債権の範囲が特定されていること、②債権譲渡が公序良俗に違反していないことが必要となる。

A が E、F に譲渡した債権は、2019 年 2 月分から 2020 年 1 月分までの賃料であることから、譲渡される債権の範囲が限定されているといえる（①充足）。そして、本件第一及び第二売買契約の目的は、本件抵当権の被担保債務の弁済であるので、債権譲渡行為が公序良俗に違反していないといえる（②充足）。

したがって、上記 2 つの債権譲渡には 466 条の 6 第 1 項が適用され有効である。

(2) 次に、E と F に譲渡された債権は同じものである。本件債権は最終的にはどちらに帰属するか。

債権譲渡（466 条 1 項）により、E と F はいずれも債権者としての地位を有している。そして、第三者に対抗するには、確定日付のある証書によらなければならない（467 条 2 項）ところ、対抗要件の優劣について具備時の基準時が問題となる。

この点、467 条 2 項が第三者対抗要件として確定日付のある証書を要求している趣旨は、債務者に債権譲渡の事実を認識させ、情報開示者として機能させることで債権譲渡制度の安全を図ることにある。

そうすると、債務者の債権譲渡の事実認識が前提となる以上、債務者が債権譲渡を認識できる時点は、証書到達時である。

したがって、第三者対抗要件の優劣は、「証書」（467 条 2 項）の到達の先後で決定すべきである。

本件についてみると、確定日付のある証書たる内容証明郵便が、E への債権譲渡を内容とするものは 2019 年 1 月 24 日午後、F への債権譲渡を内容とするものは、同日午前中に到達している。

すなわち、F への譲渡を内容とする証書は、E への譲渡を内容とする証書より先に到達していた。

したがって、F の第三者対抗要件具備が、E に優先している。

よって、当該賃料請求権は F に帰属する。